



令和 8 年 9 月 9 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害に係る 災害救助法の適用について【第 2 報】

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、愛知県の 1 市、鹿児島県の 1 町に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
愛知県 (1市)	名古屋市 (なごやし)	9 月 8 日 (9 月 9 日)
鹿児島県 (1町)	熊毛郡屋久島町 (くまげぐんやくしまちょう)	9 月 4 日 (9 月 5 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、白井、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）